



宮 崎 県 公 報

令和3年7月15日(木曜日) 第 222 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) 1

告 示

- 公営企業の業務の状況の公表……………(財政課) 4
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 4
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(“) 4
- 民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 4
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 4
- 道路の供用の開始(3件)……………(“) 5
- 自動車専用道路の指定……………(“) 5
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(2件)……………(砂防課) 5
- 土砂災害警戒区域の指定(3件)……………(“) 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定(3件)……………(“) 8
- 障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示……………(物品管理調達課) 9

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課) 10
- 土地改良区の定款変更の認可……………(“) 11
- 宮崎県資源管理方針の公表……………(漁業管理課) 11
- まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量……………(“) 17
- くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(“) 17
- まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(“) 18
- 家畜人工授精講習会の開催……………(家畜防疫対策課) 18
- 入札公告(2件)……………18
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………25
- 警備員等の検定の実施について……………26
- 選挙管理委員会告示**
- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出……………27
- 資金管理団体の指定及び資金管理団体でなくなった旨の届出……………29

規 則

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第47号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則(平成5年宮崎県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(条例第21条第3項及び第22条第2項の規則で定める者) 第23条の3 条例第21条第3項及び第22条第2項の規則で定める者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士(木造建築士を除く。)の資格を有する者とする。	(条例第21条第3項及び第22条第2項の規則で定める者) 第23条の3 条例第21条第3項の規則で定める者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士(木造建築士を除く。次項において「建築士」という。)の資格を有する者とする。
(除却の届出) 第24条 [略]	<u>2 条例第22条第2項の規則で定める者は、建築士の資格を有する者及び屋外広告業の事業者が組織する団体が公益目的事業(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。)として実施する広告物等の点検に関する技能講習を修了して5年を経過していない者とする。</u> (除却の届出) 第24条 [略]

2 前項の届出書には、表示場所又は設置場所から広告物等を除却した後の当該表示場所又は設置場所のカラー写真を添付しなければならない。

別記様式第 1 号、別記様式第 3 号、別記様式第 6 号及び別記様式第 7 号中「㊟」を削る。

別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第20条関係)

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

広告物等の点検結果を次のとおり報告します。

広告物等の種類			
設置場所			
設置年月日		年 月 日	点検年月日 年 月 日
点検者	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	資格名称		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有無	改善の概要
上基礎構造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
支持部	1 鉄骨接合部 (溶接部・プレート) の腐食、変形、隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部 (ボルト、ナット、ビス) のゆるみ、欠落	有 無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部 (柱・壁・スラブ) ・取付部周辺の異常	有 無	
広告板	1 表示面版・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	
	2 側板、表示面版押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	
その他	1 付属部材 (装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品) の腐食、破損	有 無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	
	3 その他点検した事項 ()	有 無	

(注) 広告物等の種類により、該当する点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。

備考

- 1 管理者以外の者が堅固な広告物等を点検する場合は、点検者として必要な資格等を有することを証する書面の写しを添付すること。
- 2 点検の結果、広告物等に異常があった場合は、当該異常のあった箇所の改善前及び改善後を撮影したカラー写真を添付すること。

別記様式第9号中「㊤」を削る。
 別記様式第13号中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。
 備考 広告物等を除却した後の表示（設置）場所のカラー写真を添付すること。
 別記様式第13号の3中「㊤」を削り、同様式備考を削る。
 別記様式第14号中「㊤」を削り、同様式注中4及び5を削る。
 別記様式第16号及び別記様式第18号中「㊤」を削る。
 別記様式第19号中「㊤」を削り、同様式注中8及び9を削る。
 別記様式第20号中「㊤」を削り、同様式注を次のように改める。
 注 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当するものを○で囲むこと。
 別記様式第21号中「㊤」を削り、同様式注3中「及び屋外広告業」を「並びに屋外広告業」に改め、同様式注中4及び5を削る。
 別記様式第23号中「㊤」を削り、同様式注中3及び4を削る。
 別記様式第23号の2中「㊤」を削り、同様式注を次のように改める。
 注 「届出理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。
 別記様式第27号中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県屋外広告物条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 518号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和2年度下半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 519号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
おおつか調剤薬局	串間市	薬局	令和3年7月1日

宮崎県告示第 520号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
訪問看護ステーションベスト	宮崎市	訪問看護	令和3年7月1日
有限会社 むらやん介護	日向市	訪問看護	令和3年

サービス訪問看護			7月1日
訪問看護ステーションかなで	日向市	訪問看護	令和3年7月1日

宮崎県告示第 521号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字大久保 842-19、842-36、842-84、842-88、842-92、842-95、842-98、842-104、842-107、842-109、842-111、842-112、842-119、842-253、842-283、842-288、842-294、842-295、842-308、842-310、842-311、842-313

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 522号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年7月15日から同年同月29日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	268号	小林市野尻 町三ヶ野山 字岩瀬口32 13番71地先 から同市同 町三ヶ野山 同字3213番 70地先まで	旧	18.4～ 54.0	70.6
				新	18.4～ 45.0	70.6

宮崎県告示第 523号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 7 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高 岡線	日南市北郷 町郷之原字 壱町田甲38 69番 1 地先 から同市同 町郷之原字 鬼之頭甲38 61番 7 地先 まで	令和 3 年 7 月 15 日

宮崎県告示第 524号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 7 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高 岡線	日南市北郷 町郷之原字 鬼之頭甲38 61番 1 地先	令和 3 年 7 月 15 日

から同市同
町郷之原字
岩下乙5282
番 1 地先ま
で

宮崎県告示第 525号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 7 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
30	県道	えびの 高原小 田線	えびの市大 字末永満谷 国有林3058 林班ぬ小班 から同市同 大字満谷国 有林3058林 班り小班ま で	令和 3 年 7 月 15 日

宮崎県告示第 526号

道路法（昭和27年法律第 180号）第48条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、関係図面は、令和 3 年 7 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定する 期日
国道	国道 2 18号	西臼杵郡日 之影町大字 七折字高野 13022番 1 地先から同 郡同町同大 字字平底 1 2281番 1 地 先まで	21.2～ 155.6	2,226.0	令和 3 年 7 月 15 日

宮崎県告示第 527号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、平成19年宮

崎県告示第 337号、平成20年宮崎県告示第 201号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
小林市	大眼 1	05-362-1-003	土石流
	南八所	05-362-1-004	土石流
	西鶴戸原谷川1	05-362-1-016	土石流
	西鶴戸原谷川2	05-362-1-017	土石流
	中鶴戸原谷川	05-362-1-018	土石流
	東鶴戸原谷川1	05-362-1-019	土石流
	東鶴戸原谷川2	05-362-1-020	土石流
	佐場 1	05-362-1-021	土石流
	大眼 2	05-362-2-001	土石流
	西原	I-1-2094	急傾斜地の崩壊
	八所 1	I-1-3311	急傾斜地の崩壊
	大王-1	I-1-3313	急傾斜地の崩壊
	栗須 2	II-1-0807	急傾斜地の崩壊
	瀬戸ノ口-1	II-1-5518	急傾斜地の崩壊
	西原-1	II-1-5519	急傾斜地の崩壊
	西原 2	II-1-5522	急傾斜地の崩壊
	永山	II-1-5590	急傾斜地の崩壊
	瀬戸ノ口地区	II-2-0041	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及

び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 528号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第 337号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
えびの市	西川北 1	05-209-1-014	土石流
	昌明寺 1、 2	II-1-2286	急傾斜地の崩壊
	西川北 1	II-1-5410	急傾斜地の崩壊
	西川北 2、 3	II-1-5411	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 529号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	松木丸-6	III-1-9021	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 530号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類			
小 林 市	湯ノ元谷川	05-362-1-001	土 石 流	八所-1- 新①	I-1-3311-新①	急傾斜地の崩壊
	湯之元1	05-362-1-002	土 石 流	八所-1- 新②	I-1-3311-新②	急傾斜地の崩壊
	大 眼 1	05-362-1-003	土 石 流	大 王 1	I-1-3313	急傾斜地の崩壊
	南 八 所	05-362-1-004	土 石 流	大久保-1	I-1-3314	急傾斜地の崩壊
	山田口1	05-362-1-006	土 石 流	境別府-1	I-1-3315	急傾斜地の崩壊
	山田口2	05-362-1-007	土 石 流	東 柿 川 内	I-2-0040	急傾斜地の崩壊
	三ヶ野山1	05-362-1-008	土 石 流	栗須2-1	II-1-0807	急傾斜地の崩壊
	永 尾 1	05-362-1-009	土 石 流	瀬戸ノ口1	II-1-5518	急傾斜地の崩壊
	子宇都1	05-362-1-010	土 石 流	西 原 1	II-1-5519	急傾斜地の崩壊
	西鶴戸原谷 川1	05-362-1-016	土 石 流	瀬戸ノ口- 2	II-1-5520	急傾斜地の崩壊
	西鶴戸原谷 川2	05-362-1-017	土 石 流	西 柿 川 内	II-1-5521	急傾斜地の崩壊
	中鶴戸原谷 川	05-362-1-018	土 石 流	西 原 2	II-1-5522	急傾斜地の崩壊
	東鶴戸原谷 川1	05-362-1-019	土 石 流	野 ノ 崎	II-1-5524	急傾斜地の崩壊
	東鶴戸原谷 川2	05-362-1-020	土 石 流	牟田原-1	II-1-5531	急傾斜地の崩壊
	佐 場 1	05-362-1-021	土 石 流	上鶴戸原1	II-1-5532	急傾斜地の崩壊
	大 眼 2	05-362-2-001	土 石 流	上 大 笹	II-1-5540	急傾斜地の崩壊
	上ノ園1	05-362-2-002	土 石 流	上大笹-新 ①	II-1-5540-新①	急傾斜地の崩壊
	天ヶ谷	I-1-0805	急傾斜地の崩壊	大 笹	II-1-5541	急傾斜地の崩壊
	天ヶ谷-新 ①	I-1-0805-新①	急傾斜地の崩壊	跡 瀬 - 1	II-1-5542	急傾斜地の崩壊
	牟田原-5	I-1-0806	急傾斜地の崩壊	跡 瀬 - 2	II-1-5543	急傾斜地の崩壊
	西 原	I-1-2094	急傾斜地の崩壊	大久保-2	II-1-5544	急傾斜地の崩壊
	八所-1	I-1-3311	急傾斜地の崩壊	境別府-3	II-1-5579	急傾斜地の崩壊
				境別府-4	II-1-5580	急傾斜地の崩壊
				牟田原-3	II-1-5587	急傾斜地の崩壊
				跡 瀬 原	II-1-5588	急傾斜地の崩壊

永 山	Ⅱ-1-5590	急傾斜地の崩壊
天ヶ谷-1	Ⅱ-1-5592	急傾斜地の崩壊
天ヶ谷-2	Ⅱ-1-5608	急傾斜地の崩壊
大久保-3	Ⅱ-1-5610	急傾斜地の崩壊
釘松-2	Ⅱ-1-5618	急傾斜地の崩壊
瀬戸ノ口地区	Ⅱ-2-0041	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 531号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
えびの市	真 幸	16-8	地 滑 り
	西川北 1	05-209-1-014	土 石 流
	昌 明 寺	Ⅱ-1-2286	急傾斜地の崩壊
	西川北 1	Ⅱ-1-5410	急傾斜地の崩壊
	西川北 2	Ⅱ-1-5411	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 532号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	平 田 - 1	I-1-3026	急傾斜地の崩壊

本郷1丁目-2	I-2-0094	急傾斜地の崩壊
車 坂	I-2-0203	急傾斜地の崩壊
瓜生野上野	I-2-2033	急傾斜地の崩壊
松木丸-6	Ⅲ-1-9021	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 533号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小 林 市	湯之元 1	05-362-1-002	土 石 流
	大 眼 1	05-362-1-003	土 石 流
	山田口 1	05-362-1-006	土 石 流
	山田口 2	05-362-1-007	土 石 流
	三ヶ野山 1	05-362-1-008	土 石 流
	永 尾 1	05-362-1-009	土 石 流
	子宇都 1	05-362-1-010	土 石 流
	西鶴戸原谷川 2	05-362-1-017	土 石 流
	中鶴戸原谷川	05-362-1-018	土 石 流
	東鶴戸原谷川 1	05-362-1-019	土 石 流
	東鶴戸原谷川 2	05-362-1-020	土 石 流
	佐 場 1	05-362-1-021	土 石 流
	上ノ園 1	05-362-2-002	土 石 流

天ヶ谷	I-1-0805	急傾斜地の崩壊
天ヶ谷-新①	I-1-0805-新①	急傾斜地の崩壊
牟田原-5	I-1-0806	急傾斜地の崩壊
西原	I-1-2094	急傾斜地の崩壊
八所-1-新①	I-1-3311-新①	急傾斜地の崩壊
八所-1-新②	I-1-3311-新②	急傾斜地の崩壊
大王1	I-1-3313	急傾斜地の崩壊
大久保-1	I-1-3314	急傾斜地の崩壊
境別府-1	I-1-3315	急傾斜地の崩壊
東柿川内	I-2-0040	急傾斜地の崩壊
栗須2-1	II-1-0807	急傾斜地の崩壊
瀬戸ノ口1	II-1-5518	急傾斜地の崩壊
西原1	II-1-5519	急傾斜地の崩壊
瀬戸ノ口-2	II-1-5520	急傾斜地の崩壊
西柿川内	II-1-5521	急傾斜地の崩壊
西原2	II-1-5522	急傾斜地の崩壊
野ノ崎	II-1-5524	急傾斜地の崩壊
牟田原-1	II-1-5531	急傾斜地の崩壊
上鶴戸原1	II-1-5532	急傾斜地の崩壊
上大笹	II-1-5540	急傾斜地の崩壊
上大笹-新①	II-1-5540-新①	急傾斜地の崩壊
大笹	II-1-5541	急傾斜地の崩壊
跡瀬-1	II-1-5542	急傾斜地の崩壊

跡瀬-2	II-1-5543	急傾斜地の崩壊
大久保-2	II-1-5544	急傾斜地の崩壊
境別府-3	II-1-5579	急傾斜地の崩壊
境別府-4	II-1-5580	急傾斜地の崩壊
牟田原-3	II-1-5587	急傾斜地の崩壊
跡瀬原	II-1-5588	急傾斜地の崩壊
永山	II-1-5590	急傾斜地の崩壊
天ヶ谷-1	II-1-5592	急傾斜地の崩壊
天ヶ谷-2	II-1-5608	急傾斜地の崩壊
大久保-3	II-1-5610	急傾斜地の崩壊
釘松-2	II-1-5618	急傾斜地の崩壊
瀬戸ノ口地区	II-2-0041	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 534号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
えびの市	西川北1	05-209-1-014	土石流
	昌明寺	II-1-2286	急傾斜地の崩壊
	西川北1	II-1-5410	急傾斜地の崩壊
	西川北2	II-1-5411	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 535号

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱（平成18年宮崎県告示第 445号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障がい者雇用促進企業 次に掲げる要件を満たす者であって、第4条第1項の登録を受けたものをいう。 ア・イ [略]</p> <p>ウ 県内の本店、支店、営業所等で、常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障がい者である労働者の数の割合が、<u>100分の 2.2</u>以上であること。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障がい者雇用促進企業 次に掲げる要件を満たす者であって、第4条第1項の登録を受けたものをいう。 ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障がい者である労働者の数の割合が、100分の 2.3</u>以上であること。</p> <p>(3) [略]</p>

別記様式第2号中「県内の本店、支店等における」を削り、「除外率一覧表」を「除外率設定業種及び除外率」に、「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、木脇土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 重 昭	東諸県郡国富町大字木脇1072番地2
理 事	渡 辺 俊 朗	東諸県郡国富町大字木脇1231番地1
理 事	下宮園 優	東諸県郡国富町大字木脇3429番地
理 事	中 山 光 一	東諸県郡国富町大字木脇1701番地
理 事	田 代 政 利	東諸県郡国富町大字木脇3562番地1
理 事	重 山 房 己	東諸県郡国富町大字木脇1035番地

理 事	兒 玉 好 正	東諸県郡国富町大字木脇1231番地4
理 事	俵 森 博 年	東諸県郡国富町大字木脇1481番地3
監 事	橋 本 康 行	東諸県郡国富町大字本庄1772番地
監 事	高 野 恭 司	宮崎市青葉町 158番地 1 102号

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	籾 内 逸 雄	東諸県郡国富町大字木脇1016番地
理 事	斎 藤 勇 一	東諸県郡国富町大字木脇2994番地2
理 事	高 野 恭 司	宮崎市青葉町 158番地 1 102号
理 事	齋 藤 美 利	東諸県郡国富町大字木脇4917番地1
理 事	井 上 雅 之	東諸県郡国富町大字木脇4975番地
理 事	重 山 孝 之	東諸県郡国富町大字木脇1280番地

理 事	橋 本 康 行	東諸県郡国富町大字本庄1772番地
理 事	藤 田 佳 男	東諸県郡国富町大字木脇1469番地 1
監 事	重 山 武 典	東諸県郡国富町大字木脇1070番地
監 事	中 山 光 一	東諸県郡国富町大字木脇1701番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、霧島狭野原土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 計 吉	西諸県郡高原町大字蒲牟田4495番地 2
理 事	宮 田 幸 則	西諸県郡高原町大字蒲牟田 734番地
理 事	日 渡 実	西諸県郡高原町大字広原5029番地
理 事	田 中 洋 一	西諸県郡高原町大字広原4952番地 345
理 事	蒲 生 浩一郎	西諸県郡高原町大字蒲牟田3641番地 4
理 事	宮 永 友 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田3750番地 2
理 事	犬 童 和 敏	西諸県郡高原町大字蒲牟田 178番地 88
理 事	曾 山 成 利	西諸県郡高原町大字蒲牟田4915番地
監 事	森 山 孝 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田3704番地 2
監 事	加 藤 正 博	西諸県郡高原町大字蒲牟田3749番地

（任期：令和6年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 計 吉	西諸県郡高原町大字蒲牟田4495番地 2
理 事	宮 田 幸 則	西諸県郡高原町大字蒲牟田 734番地
理 事	日 渡 実	西諸県郡高原町大字広原5029番地
理 事	田 中 洋 一	西諸県郡高原町大字広原4952番地 345
理 事	小久保 訓	西諸県郡高原町大字蒲牟田3742番地
理 事	蒲 生 浩一郎	西諸県郡高原町大字蒲牟田3641番地 4
理 事	日 高 鉄 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田 225番地
理 事	田 上 克 弘	西諸県郡高原町大字蒲牟田7859番地 1
監 事	森 山 孝 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田3704番地 2
監 事	加 藤 正 博	西諸県郡高原町大字蒲牟田3749番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、木森井堰土地改良区（国富町）から令和3年5月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第14条第8項の規定により、宮崎県において資源管理を行うための方針を令和3年7月1日付けで次のように変更したので、同条第10項の規定により準用する同条第6項の規定により公表する。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県において資源管理を行うための方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和元年の生産量で約11万トン、生産額で約 323億円にのぼり、全国的にも上位に位置している。また、漁業経営体数は 950経営体（漁業センサス2018）であり、多くの沿岸地域においては、水産業が重要な産業となっている。今後とも本県水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 県の責務

県は、法第6条の規定により、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有することから、国と協力して、本県が管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定により、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分（以下「知事管理区分」という。）ごとに、少なくとも次の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

各特定水産資源の漁獲可能量を知事管理区分ごとに配分する場合の基準は、対象とする漁業の漁獲実績を基礎とするとともに、漁業の実態その他の事情を勘案して、定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が生じるおそれがある場合は、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、関係団体の要望及び知事管理区分ごとの数量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うことができることとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。なお、漁獲割当てによる管理ができない場合は、漁獲量の総量を管理し、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源について、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源の資源管理の目標の達成に効果があると認められる場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進し、これらの結果を知事に報告させるものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、宮崎県資源評価委

員会による資源評価及び資源管理の提言を踏まえて、資源管理の具体的かつ効果的な措置を定めて実行するなどP D C Aサイクルによる効果的な資源管理を行うものとする。

また、当該水産資源の採捕をする者による協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進し、これらの結果を知事に報告させるものとする。

さらに、当該協定に基づき報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価ができるよう努めることとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であるとともに、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの漁獲量等の情報の把握の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗の生産及び放流（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するとともに、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施する。また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

国及び県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び本方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 宮崎県資源管理方針の見直しの検討

法第14条第8項に定める場合のほか、宮崎県資源評価委員会における直近の資源評価や最新の科学的知見に基づく資源管理施策の提言若しくは漁業の動向その他の事情を勘案して、おお

むね5年ごとに、本方針及び本方針に記載されている個別の水産資源について宮崎県資源管理協議会及び宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて、見直しの検討を行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

1 特定水産資源は、まいわし太平洋系群、まあじ、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、まさば及びごまさば太平洋系群の計7種とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙1のとおりとする。

2 特定水産資源以外の水産資源のうち、本県において資源評価を行っている魚種ごとの具体的な資源管理方針は、別に定める。

（別紙1-1）

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まいわしまき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業をいい、しいらまき網漁業を除く。以下同じ。）

イ 小型まき網漁業（宮崎県漁業調整規則（令和2年宮崎県規則第51号）第4条第1項第3号に掲げる小型まき網漁業をいい、しいらまき網漁業を除く。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると知事が認めるときは、この限りでない。）

2 宮崎県その他のまいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業（宮崎県まいわしまき網漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県その他のまいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	11か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15件
いわし棒受網漁業	38隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

（別紙1-2）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まあじまき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると知事が認めるときは、この限りでない。）

2 宮崎県その他のまあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業（宮崎県まあじまき網漁業を除く。）

- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県その他のまあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	11か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15件
刺網漁業	356隻
えびびき網漁業	103隻
その他の釣漁業	451隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

- ② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業（太平洋広域漁業調整委員会指示第37号1（2）及び日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第63号1（2）に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

イ 宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

- ③ 漁獲可能期間

周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと知事が認めるときは、この限りでない。）

2 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域

中西部太平洋条約海域

- ② 対象とする漁業

定置漁業（法第60条第3項第1号及び宮崎県漁業調整規則第4条第1項第16号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

- ③ 漁獲可能期間

4月1日から同年6月30日まで

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと知事が認めるときは、この限りでない。）

3 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域

中西部太平洋条約海域

- ② 対象とする漁業

定置漁業

- ③ 漁獲可能期間

7月1日から同年9月30日まで

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと知事が認めるときは、この限りでない。）

4 宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から同年12月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内 (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。)

5 宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から同年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内 (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 平成28年漁期 (第2管理期間) の超過量については、差し引かない場合の漁獲枠の2割 (2.9トン) を上限として分割して差し引くこととしているが、前管理年度の未消化数量については、次管理年度以降の差し引き分に充当する。

2 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (4月から9月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (以下「その他の漁船漁業」という。)

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年9月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内 (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。)

2 宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (10月から3月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内 (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁

- 獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）
- 3 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
定置漁業
- ③ 漁獲可能期間
4月1日から同年9月30日まで
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）
- 4 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
定置漁業
- ③ 漁獲可能期間
10月1日から翌年3月31日まで
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 特になし
- 第5 その他資源管理に関する重要事項
知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。
(別紙1-5)
- 第1 特定水産資源
するめいか
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
- 1 宮崎県するめいか漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中
陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
漁獲可能量の知事管理区分への配分は、全量を知事管理区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
宮崎県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は下表のとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	11か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15件
中型まき網漁業	19か統
小型まき網漁業	15か統
刺網漁業	356隻
深海えびびき網漁業	16隻
えびびき網漁業	103隻
その他の釣漁業	451隻

- 第5 その他資源管理に関する重要事項
特になし
(別紙1-6)
- 第1 特定水産資源
まさば及びごまさば太平洋系群
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
- 1 宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

- ② 対象とする漁業
 - ア 中型まき網漁業
 - イ 小型まき網漁業

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中
 - 陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで
 - 陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと知事が認めるときは、この限りでない。）

2 宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
 - ②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
 - 宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業（宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業を除く。）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中
 - 陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は下表のとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	11か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15件
刺網漁業	356隻
えびびき網漁業	103隻

その他の釣漁業	451隻
---------	------

第5 その他資源管理に関する重要事項
特になし

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を令和3年7月1日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数量
宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業	28,899トン
宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を令和3年5月14日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の第1及び第2の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれこれらの表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	14.4トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	3.3トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	0.6トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	0.8トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	0.8トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から9月まで）	17.2トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（10月から3月まで）	4.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）	2.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）	0.6トン

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第5項の規定により、まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を令和3年6月18日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和3管理年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の第1及び第2の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれこれらの表の右欄に掲げる数量とする。

第 1 まいわし太平洋系群

知事管理区分	数 量
宮崎県まいわしまき網漁業	6,978トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

第 2 まあじ

知事管理区分	数 量
宮崎県まあじまき網漁業	2,223トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第2項に規定する令和3年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 開催期日
令和3年10月18日（月曜日）から11月22日（月曜日）まで
- 開催場所

県立農業大学校（児湯郡高鍋町大字持田5733番地）

- 家畜の種類
牛
- 受講申込手続
 - 受講願書の受付期間
令和3年7月19日（月曜日）から8月20日（金曜日）まで
 - 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
 - 受講願書の提出
所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真（縦5センチメートル、横4センチメートル）2枚を添付して提出すること。
- 受講手数料
33,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
 - テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）を使用するのであらかじめ準備すること。
 - この講習会に関する問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 競争入札に付する事項
 - 借入物品及び数量 コンピュータ教室用端末等一式
 - 借入物品の特質等 仕様書による。
 - 納入期限 令和3年10月31日
 - 契約期間 令和3年11月1日から令和8年10月30日まで（60月）
 - 納入場所 仕様書による。
 - 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 契約に係る特約事項
 - この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損

害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年8月30日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
宮崎市橘通東1丁目9番10号
郵便番号 880-8502 電話番号0985 (44) 2601
- (2) 期間 令和3年7月19日（月）から令和3年8月30日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- (2) 期間 令和3年7月19日（月）から令和3年8月30日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- (2) 提出期限 令和3年8月30日（月）午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出すること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁9号館 932号室
- (2) 日時 令和3年8月31日（火）午後2時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
宮崎市橘通東1丁目9番10号

郵便番号 880-8502 電話番号0985 (44) 2601

- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

- 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Personal computers and peripheral equipment for classroom: 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m, 30 August, 2021
- (3) Contact point for the notice: High school education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-44-2601

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 建設工事名 令和3年度新宮崎県陸上競技場建設主体工事（1工区）（以下「本工事」という。）
- (2) 工事場所 都城市山之口町
- (3) 工期 この競争入札に係る契約成立の日から令和6年12月13日まで
- (4) 工事概要
陸上競技場（メインスタンド及びサイドスタンド 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建 施工部分床面積17,688㎡）に係る建築工事及び附帯工事
- (5) 予定価格 落札者決定後公表する。
- (6) 低入札価格調査制度 あり
- (7) 入札の方法 本工事について総合評価一般競争入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この競争入札は、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、入札書を書面にて提出することを希望する者は、紙入札方式によることができる。

2 契約に係る特約事項

- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術申請書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事であり、施工体制評価型総合評価落札方式の型式は、WTO工事JV型である。
- (2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（

平成12年法律第 104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

- (3) 本工事は、契約成立後に積算資料に関する協議を行うことができる入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
- (4) 本工事は、契約成立後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の対象工事である。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この競争入札に参加する資格を有する者は、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年10月1日県土整備部技術企画課定め）に基づく特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を全て満たしているものとする。

(1) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、3であること。
- イ 構成員の組合せは、各構成員が3(2)の構成員の資格要件をそれぞれ満たす組合せであること。
- ウ 各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体の結成方法は、自主結成であること。
- オ 構成員の出資比率の最小限度は、20%であること。
- カ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最大のものであること。
- キ 構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員でないこと。

(2) 構成員の資格要件

- ア 構成員共通要件
 - (ア) 令和3年宮崎県告示第 165号に規定する資格を有する者であること。
 - (イ) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）に基づく令和2・3年度の建築一式工事に係る入札参加資格を有する者であること。
 - (ウ) 建設業法（昭和24年法律第 100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (エ) 本工事に係る設計業務等の受託者（佐藤・益田設計業務共同企業体）の構成員（次に掲げる法人をいう。以下同じ）でないこと。
 - ① 株式会社佐藤総合計画（本店所在地：東京都墨田区横網2丁目10番12号）
 - ② 株式会社益田設計事務所（本店所在地：都城市年見町18号2番地）
 - (オ) (エ)の受託者の構成員の発行済株式総数の 100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100分の50を超える出資をしている建設業者でないこと。
 - (カ) 代表権を有する役員が、(エ)の受託者の構成員の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
 - (キ) 一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式（W T O 工事 J V 型））公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。
- イ 代表構成員の資格要件
 - (ア) 平成18年度以降に完成した次に掲げる事項を全て満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体としての実績

は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）があること。

- ① 工事種別は、新築、改築又は増築工事（改修工事は含まない。）とし、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。
- ② 工事に係る建築物の延床面積（増築にあっては増築部分、分割発注された工事にあっては施工対象部分の面積をいう。以下同じ。）は、1棟の延床面積として10,000㎡以上であること。
- ③ 上記(ア)②の建築物について、次のいずれかであること。
 - a 第1種公認陸上競技場
 - b 3,500席以上の観覧席（可動席は含まない。）を有するスポーツ施設
 - c 1,500席以上の観覧席（可動席は含まない。）が同一空間にある劇場又はホール
 - d 多数の者が利用する大空間（床面積が 1,500㎡以上の無柱空間をいう。）の居室（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する施設
- (イ) 建築一式工事における建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）が 1,200点以上であること。
- (ウ) 次に掲げる事項を全て満たす技術者を、監理技術者として専任で契約成立後から配置することができること。
 - ① 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の資格を有する者又は国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。
 - ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ③ 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人（上記(ウ)①の資格を有する者に限る。）の経験（当該工事の工期の全ての期間従事したものに限る。ただし、当該工事の工期が1年を超える場合において、工期の半分を超える期間が1年を超えるときは当該工期の半分を超える期間従事したものを、工期の半分を超える期間が1年以下のときは1年を超えて従事したものを含む。下記(ウ)(ウ)②及びエ(ウ)②において同じ。）を有する者であること。
 - ④ 入札執行日の前日時点において、構成員が3か月以上継続して雇用している者であること。
- ウ 第2構成員の資格要件
 - (ア) 上記イ(ア)①及び②の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績があること。ただし、建築物の延床面積は、1棟の延床面積として 2,000㎡以上であることとする。
 - (イ) 建築一式工事における総合評定値が 930点以上であること。
 - (ウ) 次に掲げる事項を全て満たす技術者を、主任技術者として専任で契約成立後から配置することができること。
 - ① 上記イ(ウ)①及び④の事項を全て満たす者であること。
 - ② 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人、監理技術者補佐、専門技術者又は担当技術者の経験を有する者であること。
- エ 第3構成員の資格要件

- (ア) 上記イ(ア)①及び②の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績があること。ただし、建築物の延床面積は、1棟の延床面積として500㎡以上であることとする。
- (イ) 建築一式工事における総合評定値が850点以上であること。
- (ウ) 次に掲げる事項を全て満たす技術者を、主任技術者として専任で契約成立後から配置することができること。
- ① 上記イ(ウ)①及び④の事項を全て満たす者であること。
- ② 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人、監理技術者補佐、専門技術者又は担当技術者の経験を有する者であること。
- 4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- 令和3年宮崎県告示第165号に規定する資格を有しない者で、本工事の入札に参加を希望するものは、次のとおり入札参加資格審査申請を行わなければならない。
- (1) 受付期間 令和3年7月15日から令和3年8月18日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (2) 申請先及び申請に関する問合せ先 宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7176
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮繕課(以下「宮繕課」という。) 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(24)1724
- (2) 期間 令和3年7月15日から令和3年10月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 設計図書等の交付方法及び交付期間
- (1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービス(<http://www.e-n-yusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)による提供
- (2) 交付期間 令和3年7月15日から令和3年10月8日まで(宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。)
- 7 設計図書等に関する質問及び回答
- (1) 質問の受付期間 令和3年7月15日から令和3年9月8日午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メール(eizen@pref.miyazaki.lg.jp)
- (3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲載
- 8 入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び共同企業体に関する資料の提出場所、提出期間及び提出方法
- (1) 提出場所 宮繕課
- (2) 提出期間 令和3年7月15日から令和3年8月18日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。送付にあっては、同日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。以下同じ。)。ただし、電子入札システムにより入札書を提出する場合にあっては、宮崎県建設工事等電子入札実施要領(平成17年12月1日県土整備部技術企画課定め)第8条の規定による入札参加届出書についても同システムにより提出すること。
- 9 技術申請書の交付方法及び交付期間
- (1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービスによる提供
- (2) 交付期間 令和3年7月15日から令和3年8月25日まで(宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。)
- 10 技術申請書に関する質問及び回答
- (1) 質問の受付期間 令和3年7月15日から令和3年8月18日午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メール(eizen@pref.miyazaki.lg.jp)
- (3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲載
- 11 技術申請書の提出場所、提出期間及び提出方法
- (1) 提出場所 宮繕課
- (2) 提出期間 令和3年7月15日から令和3年8月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。送付にあっては、同日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付。ただし、技術提案については、電子データによる提出も併せて行うこと。
- 12 ヒアリング
- (1) 配置予定技術者に対し、当該技術者の専門技術力等及び技術提案の履行確認に関するヒアリングを令和3年9月1日から令和3年9月3日までに実施する。
- なお、ヒアリングの実施場所及び日時は、技術申請書提出期間経過後に通知する。
- (2) 正当な理由がなく当該ヒアリングを受けなかった者は、当該入札に参加することができない。
- 13 入札書等の提出場所、提出期間及び提出方法
- (1) 提出場所 電子入札システム上(書面による入札の場合は、宮繕課)
- (2) 提出期間 令和3年10月7日午前7時から令和3年10月8日午前8時50分まで(入札書等を書面により提出する場合であって、持参によるときは令和3年10月7日午前9時から午後5時まで、送付によるときは令和3年9月27日から令和3年10月7日午後5時まで)
- (3) 提出方法 電子入札システム(書面による入札の場合は、持参又は送付)による。
- 14 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮繕課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和3年10月8日午前9時
- 15 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 16 入札の無効に関する事項
- (1) 宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 虚偽の申請を行った者のした入札
- イ 宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式(WTO工事JV型)実施要領(令和2年7月1日県土整備部技術企画課定め。以下「WTO実施要領」という。)及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- ウ 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- エ 工事費内訳書を提出していない者又は工事費内訳書に不備がある者のした入札
- オ 当初の入札に失格基準価格未満の価格で入札した者のした再度の入札における入札
- (2) 入札を無効とした者には、その旨を通知する。
- 17 総合評価に関する事項
- (1) 評価基準については、WTO実施要領を参照すること。
- (2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、次のとおりとする。

なお、当工事の加算点の満点は、30点とする。

ア 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	ウェイト	配点
企業の技術貢献力及び地域貢献度	施工実績 (代表構成員) 過去15年間の同種工事の施工実績	配点 × (実績件数 / 3 件) 3 件以上は満点	20	10
		地域貢献度		JV 構成員のうち、2 人以上が県内企業
	JV 構成員のうち、1 人が県内企業			5
	上記以外			0
配置予定技術者の能力	施工経験 (代表構成員) 過去15年間の主任 (監理) 技術者等の同種工事の施工経験	配点 × (経験件数 / 1 件) 1 件以上は満点	20	10
		ヒアリング		・ 専門技術力と監理能力
	・ 当該工事の理解度			5
企業に係る高度な技術提案術 (※)	工事目的物の性能・機能に関する事項	配点 × (技術提案の得点 / 12 点)	60	24
	社会的要請に関する事項	配点 × (技術提案の得点 / 10 点)		20
	施工上配慮すべき事項	配点 × (技術提案の得点 / 8 点)		16
	履行の確実性	ヒアリング		—
減点項目	入札参加資格取消し 入札参加資格停止	入札参加資格取消し	0	-6
		入札参加資格停止 (3 か月以上)		-5
		入札参加資格停止 (1 か月以上 3 か月未満)		-4
		入札参加資格停止 (1 か月未満)		-3
		上記に該当なし		0
得点 (満点)			100	

イ 総合評価の方法

○評価値の算出

(1) 加算点の算出 $加算点 = 30点 \times 評価項目ごとの得点の合計値 / 得点 (満点)$

(2) 評価値の算出 $評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (基礎点 (90点) + 施工体制評価点 (10点) + 加算点) / 入札価格$

なお、施工体制評価点については、調査基準価格以上の入札者に10点を加算するが、調査基準価格未満の入札者は、次の式により施工体制評価点の加算をする。

$調査基準価格未満の入札者の施工体制評価点 = (入札価格 - 失格基準価格) / (調査基準価格 - 失格基準価格) \times 10点$

○同種工事等の設定

同種工事	同種工事の名称	同種工事の番号	備考
同種工事	建築物に関する建築一式工事	—	詳細を別表第1に記載

(評価項目の留意事項)

全て代表構成員について評価する。

(※企業の高度な技術力に係る技術提案)

企業の高度な技術力に係る技術提案については、別表第2に記載。

別表第 1 同種工事の詳細

同種工事の名称	建築物に関する建築一式工事	同種工事の番号	
<p data-bbox="261 412 405 434"><同種工事の定義></p> <p data-bbox="317 450 895 472">「建築物に関する建築一式工事」とは、①から④までの全てを満たす工事とする。</p> <p data-bbox="325 488 1246 510">① 工事種別は、新築、改築又は増築工事（改修工事は含まない。）とし、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。</p> <p data-bbox="325 521 943 544">② 工事に係る建築物の延床面積は、1棟の延床面積として10,000㎡以上であること。</p> <p data-bbox="325 555 735 577">③ 上記②の建築物について、次のいずれかであること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="344 591 536 613">a 第1種公認陸上競技場<li data-bbox="344 624 1046 647">b 屋根で覆われている部分が3,500席以上の観覧席（可動席は含まない。）を有するスポーツ施設<li data-bbox="344 658 1118 680">c 1,500席以上の観覧席（可動席は含まない。）が同一空間にあり、バルコニー席を有する劇場又はホール<li data-bbox="344 692 1246 714">d 多数の者が利用する大空間（床面積が1,500㎡以上で、直径35m以上の円が水平に内接する無柱空間）の居室を有する施設 <p data-bbox="325 725 863 748">④ 工事の受注形態が共同企業体の場合は、代表構成員の実績であること。</p> <hr/> <p data-bbox="325 804 831 826">1 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に定める建築物とする。</p> <p data-bbox="325 882 1262 904">2 「観覧席」がベンチ式である場合にあっては、席の幅を40cmで除した数値を席数とする。なお、芝生席は、観覧席に含まない。</p> <p data-bbox="325 949 1238 1016">3 「新築、改築又は増築」に該当しない工事種別 用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替え、改修工事（耐震補強工事、景観改善工事、外壁改修工事等）、解体工事など</p>			

別表第 2 企業の高度な技術力に係る技術提案

評価項目	
工事目的物の性能・機能に関する事項	マスコンクリート（大屋根基礎）のひび割れ防止対策に関する技術提案
	階高の高い壁にコンクリートを打ち込む際の密実なコンクリート打設に関する技術提案
	アーチ状屋根の鉄骨工事における施工精度確保に関する技術提案
	アーチ状屋根の長尺金属葺きの防水性能確保に関する技術提案
	居室の上階におけるアスファルト防水（コンコース）の防水性能の確保に関する技術提案
	第 1 種公認陸上競技場として走路や助走路に求められる許容傾斜を将来にわたり確保するための技術提案
社会的要請に関する事項	隣接する住宅等への騒音対策に関する技術提案
	隣接する住宅等への振動対策に関する技術提案
	隣接する住宅等への粉塵対策に関する技術提案
	工事車両の一般交通への影響低減に関する技術提案
	建設副産物の発生抑制に関する技術提案
施工上配慮すべき事項	大型建設機械使用時における作業員の安全対策に関する技術提案
	高所作業における安全対策に関する技術提案
	熱中症対策など作業員の健康管理に関する技術提案
	設備など別途工事との円滑な情報共有手法に関する技術提案

(3) 審査結果の通知

技術提案として提出された提案については、入札受付開始日の3日前までに審査結果を通知する。

(4) 評価内容の担保

技術提案に記載され、評価の対象となった内容については、設計図書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行うものとする。

なお、受注者の責めにより施工において技術提案の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

18 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、17の総合評価の方法により算定した評価値が最も高い者を落札候補者（評価値が最も高い者が2者以上いる場合には、当該評価値の者による宮崎県建設工事等電子入札実施要領第19条第1項のくじ引きで決定した者）とする。落札候補者が低価格入札者でない場合には、そのまま落札者として決定する。

なお、落札候補者が低価格入札者である場合には、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め）による低入札価格調査を実施した上、落札者を決定する。

19 契約に関する事務を担当する部局等

宮繕課

20 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

21 契約の締結に関する事項

この競争入札に係る契約には県議会の議決を要するため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに契約が成立するものとする。ただし、契約の日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

22 その他

(1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成26年6月23日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、共通事項書及び設計図書等による。

23 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Construction work on the New Athletics Stadium

(2) Location:

Yamanokuchi-cho, Miyakonojo-shi, Miyazaki Prefecture, Japan

(3) Announcement of Tenders:

Thursday July 15 th, 2021.

(4) Bidding Date:

Friday October 8 th, 2021.

(5) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders:

Maintenance Division, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government

Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 , Tachibanadori-higashi, Miyazaki-shi, 880-8501, Japan

Tel: 0985(24)1724

Fax: 0985(32)4463

Email: eizen@pref.miyazaki.lg.jp

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和3年7月15日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	実 施 日	定員
追加取得講習	1号警備業務	令和3年10月12日（火） から10月15日（金）まで	20名

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	令和3年8月30日（月）から9月10日（金） まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9 時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和3年7月15日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
空港保安警備	1級	令和3年10月29日（金）午前9時30分から午後5時ころまで
	2級	令和3年10月28日（木）午前9時30分から午後5時ころまで

※当日の受付は、午前9時から9時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間及び時間

令和3年8月16日（月）から8月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 空港保安警備2級検定合格証明書の写し及び空港保安警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 1級検定受験資格認定書（1級検定者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料は、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること（1級に限る。）。

オ 手荷物等検査に関すること（2級に限る。）。

カ 空港に関すること。

キ 空港保安警備業務の管理に関すること（1級に限る。）。

ク 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること（1級に限る。）。

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合は、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 設立届

○その他の政治団体

(二) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
黒木保隆後援会	黒 木 保 隆	椎 葉 文 典	東臼杵郡椎葉村大字下福良1767-1	令和3年4月9日
川野りょう後援会	川 野 亮	川 野 亮	えびの市大字島内1135-400	令和3年4月19日
成合まるみか後援会	成 合 円美佳	兼 森 康 成	都城市郡元町2834-10	令和3年4月20日
社会民主主義フォーラムみやざき都北地域支部	筒 井 紀 夫	山之内 則 道	都城市北原町4街区4号	令和3年5月6日
社会民主主義フォーラムみやざき日向地域支部	海 野 誓 生	溝 口 究	日向市鶴町1丁目5番12号	令和3年5月6日
社会民主主義フォーラムみやざき県北地域支部	太 田 清 海	太 田 龍	延岡市東本小路132の23	令和3年5月6日
北川浩一郎後援会	松 山 寛	北 川 佳代子	日南市木山1-3-29	令和3年5月13日
東高士後援会	乙 津 弘 子	東 妙 子	児湯郡川南町大字平田1710番地14	令和3年6月7日
みやざき未来の会	古 本 政 子	馬 場 祐 子	延岡市大貫町3-883	令和3年6月22日
郡司誠秀後援会	郡 司 誠 秀	郡 司 真 弓	日南市大字星倉5009	令和3年6月24日
上村成和後援会	上 村 成 和	大 西 安 彦	えびの市大字原田2030番地の4	令和3年6月24日
外村あきのり後援会	清 水 計 吉	外 村 善 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田4403番地	令和3年6月28日
加藤正博後援会	加 藤 正 博	仁 田 滋 幸	えびの市大字坂元1637-1	令和3年6月29日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党木城町支部	中 武 良 雄	主たる事務所の所在地	児湯郡木城町大字高城3802	児湯郡木城町大字石河内1014	令和3年5月20日
		代 表 者	中 武 良 雄	神 田 直 人	
		会 計 責 任 者	森 伸 夫	中 武 良 雄	
国民民主党宮崎県総支部連合会	田 口 雄 二	会 計 責 任 者	下 田 英 樹	本 部 仁 俊	令和3年5月29日
自由民主党西米良支部	上米良 秀 俊	主たる事務所の所在地	児湯郡西米良村大字小川497-1	児湯郡西米良村大字越野尾61-16	令和3年6月10日
		代 表 者	上 米 良 秀 俊	濱 砂 恒 光	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
日本弁護士政治連盟宮崎県支部	新 原 次 郎	代 表 者	新 原 次 郎	田 中 寛	令和3年4月1日
		会 計 責 任 者	洲 崎 達 也	新 原 次 郎	
宮崎県民主教育政治連盟	長 友 利 貴	代 表 者	長 友 利 貴	谷 口 博 次	令和3年4月1日
かりの保夫後援会	狩 野 敬 志	会 計 責 任 者	追 立 敏 弘	有 岡 英 典	令和3年4月5日
はらだ俊平後援会	原 田 俊 平	会 計 責 任 者	原 田 宣 子	原 田 茂	令和3年4月12日
政経会	松 田 真 義	代 表 者	松 田 真 義	百 野 啓 介	令和3年4月27日
社会民主主義フォーラムみやざき	岩 切 達 哉	代 表 者	岩 切 達 哉	満 行 潤 一	令和3年5月1日
		会 計 責 任 者	山 之 内 則 道	岩 切 達 哉	
栗下政雄後援会	瀧 上 浩 一	代 表 者	瀧 上 浩 一	山 下 力 男	令和3年5月22日
吉玉誠後援会	山 口 孝 広	会 計 責 任 者	山 口 孝 広	吉 玉 誠	令和3年6月2日
斉藤了介後援会	日 高 智 子	代 表 者	日 高 智 子	服 部 幸 雄	令和3年6月10日
全日本不動産政治連盟宮崎県本部	岩 元 伸 二	代 表 者	岩 元 伸 二	小 田 原 義 征	令和3年6月24日
		会 計 責 任 者	後 藤 幸 宏	森 幸 満	令和3年5月18日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
三股を良くする会	荒 武 辰 弘	令和元年12月1日
雄飛会	中 野 廣 明	令和2年6月30日
おおうら竹光後援会	古 川 太 治	令和2年12月31日
永友しげき後援会	永 友 俊 郎	令和2年12月31日
恭創会	崎 田 恭 平	令和3年4月21日

崎田恭平後援会	崎 田 恭 平	令和3年4月21日
北川浩一郎後援会	松 山 寛	令和3年5月13日
吉玉誠後援会	山 口 孝 広	令和3年6月2日

宮崎県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
川 野 亮	えびの市議会議員	川野りょう後援会	えびの市大字島内1135-400	令和3年4月19日
加 藤 正 博	えびの市議会議員	加藤正博後援会	えびの市大字坂元1637-1	令和3年6月29日

2 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	取消年月日
崎 田 恭 平	恭創会	令和3年4月21日
中 野 廣 明	雄飛会	令和2年6月30日

--	--